

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業
(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

民間事業者の選定
客観的な評価結果

令和3年8月

山辺・県北西部広域環境衛生組合

目次

第1章 事業内容に関する事項	1
1. 事業名称	1
2. 本事業の対象となる公共施設の種類	1
3. 公共施設の管理者	1
4. 事業目的	1
5. 本施設の概要	1
6. 事業方式	2
7. 事業期間	2
8. 事業期間終了後の措置	2
9. 事業の対象となる業務範囲	2
第2章 事業者選定までの経過	4
1. 募集及び選定方法	4
2. 審査委員会	4
3. 選定スケジュール	4
4. 審査委員会の開催経過	5
5. 落札者の決定	5
6. 財政支出の削減効果	5

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)

2. 本事業の対象となる公共施設の種類

名称 エネルギー回収型廃棄物処理施設
種類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設の管理者

山辺・県北西部広域環境衛生組合 管理者 並河 健

4. 事業目的

天理市では、昭和57年に建設した天理市環境クリーンセンター（山添村、川西町、三宅町のごみも受託処理）について、平成12年に焼却炉の入れ替えを含む大規模改修を行ったが、その後老朽化が進み、近年は、年間の修繕費用が1億円以上に上っていること等、早急に持続可能なごみ処理体制を確保することが課題となっていた。

また、天理市環境クリーンセンターでは、上記1市2町1村の広域処理を行っているが、新施設の整備にあたっては、広域化による行政効率の向上、ごみ資源の有効活用（発電、余熱利用、再資源化等）などを図り、安定的なごみ処理の継続の確保及び防災拠点としての整備を目的に広域化を目指すことになった。

平成28年4月には、1市2町1村に加え、同様に今後のごみ処理に課題を有する1市5町（大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町、河合町）を加えた10市町村からなる山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「本組合」という。）を設立し、新施設の稼働に併せて広域処理を行うこととした。

このような背景の中で、本組合では10市町村の安定的なごみ処理を行うために、新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（以下「本施設」という。）を整備する。

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設予定地の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労働環境を確保できるものとする。

5. 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

名称：エネルギー回収型廃棄物処理施設
建設予定地：奈良県天理市岩屋町459番2 外2筆
事業実施区域面積：敷地面積約2.5 ha

エネルギー回収型 廃棄物処理施設	工場棟	1) 処理方式：ストーカ式焼却方式 2) 施設規模：284 t/日（142 t/日×2炉 1日あたり24時間） 3) 処理対象物 ア 可燃ごみ イ マテリアルリサイクル推進施設から排出される残渣等 ウ 災害廃棄物（緊急時） 4) 発電設備：設置あり
	関連施設	管理棟、計量棟、洗車場、余熱利用設備、駐車場、構内通路、防災調整池、植栽、門扉等

6. 事業方式

本事業は、PFI法に準じて、事業者が、本組合の所有となる本施設について設計・建設・運営を一括して受託するDBO方式とする。

7. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。なお、本施設は、運営開始後25年間に加え、さらに25年程度に渡って使用する予定である。

- 1) 設計・建設期間：事業契約締結日から令和7年4月末まで
- 2) 運営期間：令和7年5月から令和32年4月まで（25年間）

8. 事業期間終了後の措置

本施設では、供用開始後約50年間にわたって使用することを前提として建設業務及び運営業務を行うこととする。

本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後21年目（令和27年5月以降）から、本組合及び事業者は協議を開始すること。

9. 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。

- 1) 事業者が行う業務
 - ① 本施設の設計に関する業務
 - ア 本施設の設計
 - イ 本組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
 - ウ 本組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
 - エ その他許認可申請支援
 - オ 本施設の設計のセルフモニタリング
 - ② 本施設の建設に関する業務
 - ア 本施設の建設
 - イ 建設工事に係る許認可申請等
 - ウ 本施設の建設のセルフモニタリング
 - ③ 本施設の運営に関する業務
 - ア 受付業務
 - イ 運転管理業務

- ウ 維持管理業務
- エ 情報管理業務
- オ 環境管理業務
- カ 防災管理業務
- キ 保安・清掃業務
- ク 周辺住民等対応業務
- ケ 運営のセルフモニタリング
- コ その他これらに附帯関連する業務

2) 本組合が行う業務

① 本施設の設計・建設に関する業務

- ア 用地の確保
- イ 住民対応
- ウ 本施設の交付金申請手続
- エ 本施設の設計・建設モニタリング
- オ その他これらを実施する上で必要な業務

② 本施設の運営に関する業務

- ア 住民対応
- イ 運営モニタリング
- ウ 本施設への一般廃棄物等の搬入
- エ 残渣運搬・最終処分業務（焼却飛灰の安定化处理、残渣の貯留及び引渡しまでは事業者の業務範囲）
- オ その他これらを実施する上で必要な業務

第2章 事業者選定までの経過

1. 募集及び選定方法

総合評価一般競争入札

2. 審査委員会

事業提案の審査は、複数名の学識経験者で構成される「新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）において行われた。

3. 選定スケジュール

実施スケジュールを表2に示す。

表2 選定スケジュール

内 容	日 程
1 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和2年10月30日(金)
2 現地視察の実施予定	令和2年11月12日(木)
3 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 (入札参加資格に関する質問)	令和2年11月18日(水)
4 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和2年11月30日(月)
5 入札参加資格審査書類受付期限	令和2年12月16日(水)
6 入札参加資格審査結果の通知・応募者名の交付	令和2年12月25日(金)
7 第2回入札説明書等に関する質問受付期限 (入札参加資格以外に関する質問)	令和3年1月14日(木)
8 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和3年1月28日(木)
9 対面的対話の事業概要書及び確認事項の受付期限	令和3年2月4日(木)
10 対面的対話	令和3年2月10日(水)
11 対面的対話の確認事項に対する回答の公表	令和3年2月19日(金)
12 事業提案書の受付期限	令和3年4月19日(月)
13 基礎審査に係る修正要望(修正指示)	令和3年5月10日(月)
14 修正提案書の受付	令和3年5月24日(月)
15 基礎審査結果通知	令和3年5月31日(月)
16 事業者ヒアリング	令和3年7月4日(日)
17 落札者決定の通知及び公表	令和3年7月16日(金)
18 基本協定締結	令和3年7月19日(月)
19 事業契約仮契約締結	令和3年8月上旬~中旬
20 契約議案の本組合議会上程日	令和3年8月30日(月)
21 契約本契約(議会議決をもって有効)	令和3年8月30日(月)

4. 審査委員会の開催経過

審査委員会は、表3の経過で行った。

表3 審査委員会経過

回数	内容	日付
第1回	1 委嘱状交付 2 委員長・副委員長の互選（委員会の諮問を含む） 3 委員会の公開について 4 議事 (1) 事業者選定スケジュール（案）について (2) 実施方針（案）について (3) 要求水準書（案）について (4) 落札者決定基準（案）について (5) 見積依頼先について	平成30年12月10日(月)
第7回	(1) 今後のスケジュールについて (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設実施方針（案）について (3) エネルギー回収型廃棄物処理施設要求水準書（案）について	令和2年9月7日(月)
第8回	(1) 今後のスケジュールについて (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設について (入札公告資料について)	令和2年10月16日(金)
第9回	(1) 入札執行状況報告 (2) 今後のスケジュールについて	令和元年12月25日(水)
第10回	(1) 入札執行状況報告 (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の質問回答等について (3) エネルギー回収型廃棄物処理施設の技術提案書評価説明 (4) 今後のスケジュールについて	令和3年6月21日(月)
第11回	事業者ヒアリング	令和3年7月4日(日)
	管理者への審査結果報告書の提出	令和3年7月13日(火)

注) 本事業は令和元年度に入札公告を行ったが、契約締結前に落札者が入札参加資格停止となり落札者決定を取り消したため、令和2年度に再度入札を行ったものである。

なお、第2～6回事業者選定委員会は前回の入札行為に係る委員会のため、また第9回事業者選定委員会は他事業に係る委員会のため表記せず、本表は今回事業に関する経過状況のみを示している。

5. 落札者の決定

本組合は、審査委員会の選定結果を踏まえ、令和3年7月16日(金)にJFEエンジニアリング株式会社グループを落札者として決定した。

6. 財政支出の削減効果

落札者の落札価格に基づき、本事業をDBO事業として実施する場合の本組合の財政支出と本組合が直接事業を実施する場合の財政比較を行った結果、次に示すとおり、現在価値換算で8.99%削減が見込まれる結果となった。

項目	財政負担見込額	備考
① 本組合が自ら実施する場合	約343億円	交付金を歳入として考慮済み
② DBO方式として実施する場合	約312億円	交付金を歳入として考慮済み
③ VFM(金額)	約31億円	①-②
④ VFM(割合)	約8.99%	③÷①